

元政統第384号-2  
令和元年7月30日

各 地 方 農 政 局 長 殿  
北 海 道 農 政 事 務 所 長 殿  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

農林水産省政策統括官

### 令和元年産米における需要に応じた生産に向けた対応について

令和元年産米等における需要に応じた生産に向けた対応について（令和元年6月21日付け元政統第384号農林水産省政策統括官通知）により、飼料用米、加工用米、米粉用米等の更なる推進を図っているところである。こうした中、6月末の作付意向調査においては、主食用米では前年実績から微減と推計される一方、飼料用米、加工用米では対前年で減少傾向にある県の数が増加しており、需要に応じた米の生産・販売に向け、もう一步の推進が必要な状況となっている。

このため、令和元年産米の収穫が本格化する直前まで更なる推進を図るため、下記のとおり対応することとしたので、貴管内の都道府県及び都道府県農業再生協議会に対し内容を通知するとともに、手続が円滑に行われるよう、都道府県及び都道府県農業再生協議会と連携し、地域農業再生協議会等関係機関に対して指導・助言願いたい。

### 記

#### 1 加工用米取組計画認定申請書及び新規需要米取組計画書の追加・変更

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）別紙1の第5の1及び別紙2の第4の1に規定する取組計画認定申請書等の提出期限以降に追加又は変更をしようとする場合には、令和元年9月2日までに申請のあったものに限り、申請の受付を認める。

#### 2 上記1に伴うその他の期限

上記1に伴い、以下の（1）から（6）までに掲げる書類等の追加又は変更をしようとする場合には、以下に規定する期日までに追加又は変更した書類の提出等を行うものとする。

（1）要領別紙1の第4の2及び別紙2の第3に規定する区分管理計画書については、令和元年9月2日。

（2）要領別紙1の第6の1及び別紙2の第4の1に規定する加工用米出荷契約等

については、令和元年9月2日。

(3) 要領別紙1の第6の1及び別紙2の第4の1に規定する加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表等については、令和元年9月10日、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷計画数量等については、令和元年9月30日。

(4) 「生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領」（平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知）第2の4に規定する新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧については、令和元年9月2日。

(5) 「経営所得安定対策等実施要綱」（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）Ⅲの2の(1)、(3)及び(4)に規定する交付申請書(Ⅳの第1の1の(3)の②のアの(ア)により申出のあった収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出に係る生産予定面積を除く。)及び営農計画書並びにこれらに係る添付書類については、令和元年9月2日。

また、その際、要綱Ⅲの3の(1)の②に規定するそれ以外の者の分の交付申請書(正)等については、令和元年9月30日。

さらに、要綱Ⅲの3の(2)に規定する経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書については、令和元年9月30日。

(6) 要綱別紙13の3の(2)の④に規定する「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」及びその関連資料については、令和元年9月30日。

### 3 水田フル活用ビジョンの承認

要綱別紙13の2の(5)に規定する水田フル活用ビジョンの提出期限以降に承認前の水田フル活用ビジョンの変更をしようとする場合には、要綱別紙13の2の(6)に規定する承認の通知の期限を、令和元年9月2日とする。

### 4 農業者の特定等について

上記1の申請時において、加工用米等を生産する農業者が特定されていない場合にあつては、上記2の(2)から(6)までに規定する期限を、それぞれ令和元年10月21日とする。

ただし、上記2の(3)の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表等については、地域農業再生協議会別の取組面積を把握する必要があることから、認定方針作成者及び農業者団体は、地域農業再生協議会ごとの加工用米等の生産予定面積等を別紙様式1及び別紙様式2にとりまとめ、令和元年9月30日までに、地域農業再生協議会及び地方農政局長等に提出するものとする。

なお、認定方針作成者及び農業者団体は、加工用米等の需要者等との販売契約の締結に当たっては違約金その他の契約の履行を担保する措置に関する事項を記載するよう留意すること。

地域農業再生協議会の代表者 殿  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長 ) 殿

認定方針作成者  
 住 所  
 氏 名  
 電 話



地域農業再生協議会別加工用米生産予定面積等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙1の第6の1の規定に基づく別紙様式3-11号にかえて、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を下記のとおり提出します。

記

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (㎡)	出荷契約数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

- (注1) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
- (注2) 出荷契約数量の合計は、取組計画認定申請書とトン単位で一致すること。
- (注3) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
- (注4) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。
- (注5) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

地域農業再生協議会の代表者 殿  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長 ) 殿

認定方針作成者  
 住 所  
 氏 名  
 電 話



### 地域農業再生協議会別新規需要米生産予定面積等報告書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙2の第4の1の規定に基づく別紙様式第4-2号にかえて、地域農業再生協議会ごとの生産予定面積等を下記のとおり提出します。

記

(用途※1: )

地域農業再生協議会名	生産予定面積 (㎡)	販売契約数量 (玄米kg)	単収 (kg/10a)
計			—

- (注1) 本要領別紙2の第2に定める次の用途のいずれかを記入し、別葉とすること。(「飼料用」、「米粉用」、「WCS用」、「青刈り稲用」、「新市場開拓用」)
- (注2) 単収は、本要領別紙1の第5の2の(3)により設定した単収を記入すること。
- (注3) 出荷契約数量の合計は、取組計画認定申請書とトン単位で一致すること。
- (注4) 報告に当たり、電子ファイルも提出すること。(売渡人において、電子ファイルで提出できない場合は、管轄する地方農政局に相談する。)
- (注5) 複数の市町村にまたがる地域農業再生協議会にあつては、市町村ごとに記載すること。
- (注6) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。